

会 則

第 1 条 目 的

本会則は、株式会社ザ・ビッグスポーツが経営・運営する各種大人向け教室(以下総称して「本スクール」という。)の利用に関して定める。

第 2 条 本スクールの目的

本スクールは専任スタッフ（以下「アニメーター」という。）による一貫したレッスンをを行い、心身の健康維持と増進を図り会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 入会資格

- 会員は本スクールの審査基準に適した男女とし、次の各号に該当する方とする。
 - 満 1 6 歳以上で、本会則及び本スクールの諸規定を遵守する方。
 - 本スクールの会則・細則を承認された方。
 - 本スクールの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
 - 健康状態に異常がなく、医師などに運動を禁じられておらず、本スクールの諸施設の利用を自立して行いうると認められた方。
 - 刺青・タトゥー（大きさやファッションタトゥーにかかわらず）をしていない方。
 - 暴力団関係者でない方。
 - 過去に本スクールまたは他社が運営するスクールのいずれからも除名されたことがない方（ただし、本スクールは、除名事由等を検討して、入会を認めることができる。）
 - 本スクールが、入会に適すると判断した方。
- 前項第 6 号に規定する「暴力団関係者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 暴力団。
 - 暴力団構成員（暴力団構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）。
 - 暴力団準構成員。
 - 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者。
 - その他前各号に準ずる者。

2 前項第 6 号に規定する「暴力団関係者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 暴力団。
- 暴力団構成員（暴力団構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）。
- 暴力団準構成員。
- 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者。
- その他前各号に準ずる者。

第 4 条 入会手続き

本スクールは会員制とし、入会に際して以下の手続きをとるものとする。

- 本スクールに入会を希望する方は、本会則及び細則の諸契約を本スクールと締結しなければならない。
- 本スクールは第 1 項に際して、本会則及び細則の契約書面を交付するものとする。
- 本スクールの会員種別、利用条件等は「細則」の通りとする。
- 本スクールに入会を希望する方は、同意書、入会申込書、健康申告書に所定の事項を記入して入会手続きを行い、これを本スクールが承認した上で、登録手数料及び会費等諸費用を支払った場合に入会することができる。
- 本スクールは必要があると認める時は、入会手続きの際に、医師が作成した健康証明書の提出を求めることができ、健康申告書及び健康証明書の内容を踏まえ、本スクールの一部施設を利用させないことができる。
- 本スクールが入会申込みを承認した方は、入会手続き時に入会申込書へ記載した利用開始日より会員として施設の利用を行うことができるものとする。
- 未成年者が入会を希望する場合は、保護者の同意を

必要とし、本人とその保護者が連署の上、入会手続きを行うものとする。この場合、保護者は、法令に定めがある場合を除いて本会則等に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第 5 条 会員種別

本スクールの会員種別は、別途細則で定めるものとする。

第 6 条 登録手数料

会員は、本スクールが入会申込みを承認した後、細則に定められた登録手数料を支払うものとする。なお、登録手数料は契約締結のための必要費用であり、一旦支払われた登録手数料は、返還しないものとする。また、登録手数料は在籍期間のみ有効とし、退会後の再入会は新たに登録手数料を必要とする。

第 7 条 年会費

- 会員の本スクール受講期間は、利用月から 1 年間とし、その後 1 年ごとに継続することができるが、継続する場合、会員は本スクールが細則に定める継続年会費を受講期間が満了する月の末日までに支払うものとする。なお、一旦支払われた年会費は、返還しないものとする。
- 会員が前項の継続年会費を支払わない場合には、受講期間満了日をもって本スクールの会員資格を失うものとする。

第 8 条 会費

会員は、細則に定められた会費を施設利用の有無に関わらず、前納にて支払うものとする。なお、一旦支払われた会費については、法令の定めがある場合、本会則に定めのある場合、または本スクールが別途細則で定める場合を除き、返還しないものとする。

第 9 条 禁止事項

会員は以下の行為をしてはならない。

- 本スクールの利用に当たり、本会則その他本スクールの定める諸規則を遵守せず、または、アニメーター等の指示または指導に従わないこと。
- 他の会員その他の本スクールの利用者（以下「他の会員等」という。）やアニメーター等、本スクールを誹謗、中傷すること。
- 他の会員等やアニメーター等を殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
- 大声、奇声を発する行為や他の会員等もしくはアニメーター等の行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員等やアニメーター等が恐怖を感じる危険な行為。
- 他の会員等やアニメーター等に対し、待伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でアニメーター等に迷惑を及ぼす行為。
- 本スクールの施設利用に際して不当かつ不合理な要求を行うなどして本スクールまたはアニメーター等を著しく困惑させる行為。
- 許可なく本スクールの設備や特定のエリア等を個人またはグループで長時間占有すること。
- 許可なく本スクールの施設内を録画または録音する等、秩序を乱す行為。
- 指定した場所以外での排泄等により、本スクールを汚損すること。
- 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く、プールでの衣服の洗濯等、法令や公序良俗に反する行為。

(1 3) 本スクールの施設・器具・備品の損壊や備付け備品の持出し。

(1 4) 刃物など危険物の館内への持込み。

(1 5) 高額な金銭、物の館内への持込み。

(1 6) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。

(1 7) 自らの会員証を他人に貸与し、または使用させる行為。

(1 8) 他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。

(1 9) 本スクールの運営について、当社による回答があったにも関わらず、質問、要望等を正当な理由なく執拗に繰り返すこと。

(2 0) 会費等諸費用を支払わず本スクールを利用すること。

(2 1) その他、本スクールが会員としてふさわしくないと認める行為。

第 1 0 条 譲 渡

会員資格は、これを他に譲渡できないものとする。

第 1 1 条 登録変更

- 会員が本スクールの受講クラスまたは受講曜日を変更する場合は、変更希望月の前月の 1 0 日までに本スクールに変更届と変更手数料として細則に定める金額を提出しなければならない。1 0 日が「休校日」の場合は前営業日とする。なお、電話での変更手続きの受付は一切しないものとする。
- 本スクールは、会員が希望する場合には、前月の 1 0 日を過ぎた申請であっても受けけることがあるものとするが、この場合、会員は変更の適用開始月分の会費につき、増額される差額を現金で支払うもする。なお、減額される差額の返金はできないものとする。
- 受講希望クラスまたは受講曜日が定員に達している場合は、予約待ちとする。

第 1 2 条 休 会

- 会員が休会する場合は月単位とし、休会希望月の前月の 1 0 日までに本スクールに休会届を提出しなければならない。1 0 日が「休校日」の場合は前営業日とする。なお、電話での休会手続きの受付は一切しないものとする。
- 会員は前項の期間中、月会費の代わりに細則に定める休会費を支払うものとする。
- 特別な理由（例えば入院、伝染病等）にて急速 1 ヶ月以上の休会が必要と認められた場合、当月の休会を認める場合がある。ただし、その場合でも当月初回利用日以前に届出が書面で提出されていることとする。また、必要に応じて診断書または証明書を求める場合がある。
- 会員が休会期間中、本スクールを受講できないものとする。

第 1 3 条 退 会

- 会員が退会する場合は、最終利用月の 1 0 日までに退会届を本スクールに提出しなければならない。1 0 日が「休校日」の場合は前営業日とする。未納会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとする。なお、電話での退会手続きの受付は一切しないものとする。
- 退会する会員に返還する会費は、原則、退会する月以降の支払い済みの金額とする。

第 1 4 条 除名または施設の利用禁止

- 会員に次の各号の事由が生じた場合、本スクールはその会員を除名することができる。また、以下の事項について、疑いが見受けられた場合には、本スクール担当者が面談の上、本スクールが判断を行うものとする。

- 入会または利用に際して虚偽の申告を行った時、または本会則第 3 条に定める入会資格に適さない状況になった場合。
- 本会則（第 9 条各号の禁止事項を含むがこれらに限られない。）・細則及び本スクールが定めた諸規定に違反した場合。
- 施設の利用上、安全を確保出来ないの本スクール側が判断した場合。
 - 第三者の介護や介添えが必要である場合。
 - 安全を確保出来ないの本スクール側が判断した場合。
- 他人に伝染または感染する恐れがある疾病を有する場合。
- 一時的に筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
- 会員が医師により、運動を禁止された場合。
- 会費等諸費用を 3 ヶ月以上滞納し、支払い督促にも応じない場合。
- 前記各号以外に本スクール側が不適当と認めた場合。

- 本スクールは、前項各号の事由の他、会員が飲酒または体調不良等により、正常な施設利用ができないと判断した場合には、必要に応じ、施設の利用を一部制限、または禁止することができる。
- 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 7 号または第 8 号に基づき、本スクールが会員を除名したことにより会員に損害が生じた場合でも、本スクールは一切損害賠償責任を負わないものとする。
- 除名された会員が支払った会費のうち未經過月分の返還については、第 1 3 条第 2 項の規定を準用する。

第 1 5 条 会員資格の喪失

次の各項の事由が生じた場合、会員は会員資格を喪失する。

- 会員本人が死亡した時。
- 本会則第 1 3 条に定める退会手続きが完了した時。
- 本会則第 1 4 条に基づき除名された時。

第 1 6 条 会員証

- 本スクールは、会員に会員証を交付する。
- 会員が本スクールを利用する場合、必ず会員証を提示しなければならない。
- 会員証は会員本人のみが使用し、他人に貸与できないものとし、会員がその資格を喪失した場合、速やかに会員証を本スクールに返還しなければならない。
- 会員は会員証を紛失した場合、速やかに届出、再発行手続きをとるものとし、細則に定める再発行料を支払うものとする。

第 1 7 条 変更事項の届出

会員は住所・連絡先、その他入会手続きの際の記載事項に変更が生じた場合には、その変更の内容を速やかに本スクールまで届出るものとする。

第 1 8 条 休校日・臨時休校など

- 本スクールは、別途定める営業カレンダーによって休校日を定める。

2. 本スクールは、諸般の事情により営業時間・休校日を変更する場合がある。
3. 本スクールは、次の事由により、施設の全部または一部を臨時に休校または使用制限することがある。
 - (1) 天災・地変・台風、あるいは深刻な伝染病の蔓延等での災害や危険が予期される時など、不可抗力または、やむを得ない理由により本スクールを営業出来ない時。
 - (2) 施設の補修または改修をする時。
4. 本スクールは、第2項及び第3項第2号の場合、原則1ヶ月以上前までに会員に告知するものとする。
5. 本スクールは、第3項第1号の理由により本スクールを休校した場合は、法令の定めまたは本スクールが認める場合を除き、会員が負担する会費等諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはないものとする。
6. 本スクールが、第3項第2号の理由により本スクールを長期休校した場合の月会費は以下の通りとする。ただし、会員のスクール受講日を曜日及び時間帯で確実に固定していない会員種別に限り、本条に関する規定を別途細則に定めるものとする。
 - (1) 月間2レッスン以上休校の場合は、休校中の会費相当分を当月レッスン回数で割り計算し、月会費を減額する。
 - (2) 月間1レッスン休校の場合は、所定の月会費を徴収する。

第19条 免責

本スクールを利用するにあたって発生した盗難・傷害・死亡・会員同士のトラブルその他の事故によって、会員が受けた損害については、本スクールの責めに帰すべき事由がある場合を除き、本スクールは一切損害賠償責任を負わないものとする。本スクールは、会員同士のトラブルには一切関与しない。

第20条 損害賠償

1. 会員が、本スクールの利用に際して発生させた人的・物的損害については、本スクールは一切損害賠償の責は負わない。
2. 会員が、本スクールの諸施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、本スクールまたは会員等第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第21条 本スクールからの契約解除

1. 本スクールはやむを得ない事情により、会員との契約を解除する場合には、書面にて会員に契約解除を通知するものとする。
2. 会費の返還は無利息とする。

第22条 個人情報の扱い

会員が本スクールに提出した個人情報は、本スクール運営・会員サービスの提供及び各種キャンペーンの案内などのために利用するものとする。本スクールは個人情報を当社個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り、法令遵守の上、厳正な取扱いをするものとする。

第23条 登録手数料及び会費等の変更

本スクールは、登録手数料及び会費等を経済情勢の変動もしくは税制改正等の社会情勢の変化、施設の状況などその他の諸事情により改定することができる。登録手数料及び会費等を改定する時には、改定日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクール所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

第24条 細則など

本会則に定めのない事項ならびに本スクールの運営上必要な事項は、細則に定めるものとする。また、細則に定めのない事項についても、必要に応じて円滑かつ安全な施設利用等のための事項を定め、その内容を本スクール所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

第25条 改正

本会則の改正は、本スクールが必要に応じてこれを行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本会則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクール所定の場所に掲示し、本スクールホームページにて会員に告知するものとする。

第26条 本会則の発効

本会則は2021年8月1日より発効する。



株式会社ザ・ビッグスポーツ

big S